

第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（案）新旧対照表

※「注釈の削除・追加による注釈番号の変更」及び「第4章の取組の追加等による取組番号の変更」については省略

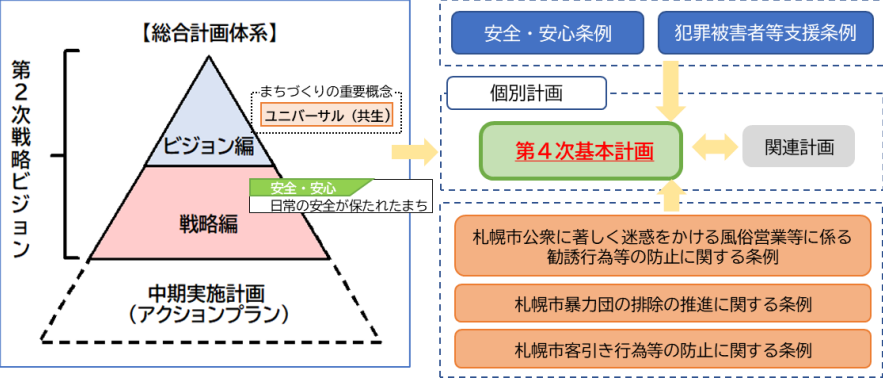
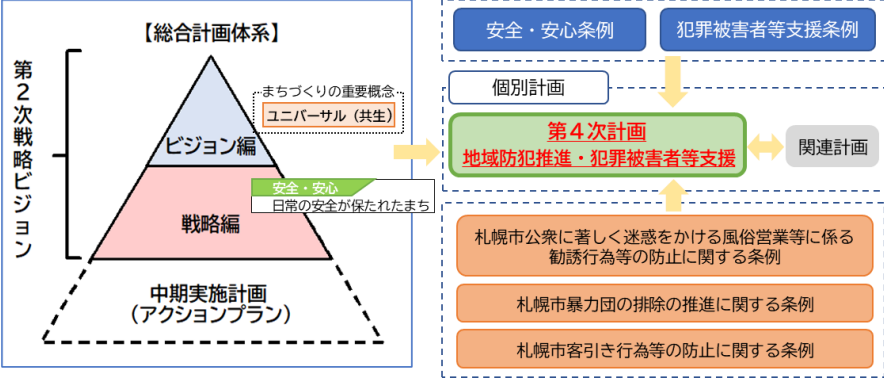
頁	現 行	頁	変 更 後
表紙	第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画	表紙	第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画 <u>～地域防犯推進・犯罪被害者等支援～</u>
1	1 計画策定の趣旨 市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害にあった市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）を施行しました。 安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第2次計画」といいます。）」を、令和2年（2020年）5月に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）をそれぞれ策定しました。 第3次計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間であることから、令和7年度（2025年度）以降においても、<u>安全・安心条例の趣旨や、「札幌市犯罪被害者等支援条例（令和●年条例第●号。以下「犯罪被害者等支援条例」といいます。）」の趣旨を踏まえ、安全で安心なまちづくり</u>	1	1 計画策定の趣旨 市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組（以下「安全で安心なまちづくり」といいます。）を行うとともに、不幸にして犯罪被害にあった市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年（2009年）4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。）を施行しました。 安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年（2010年）3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年（2015年）3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、令和2年（2020年）5月に「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（以下「第3次計画」といいます。）」をそれぞれ策定しました。 第3次計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間であることから、令和7年度（2025年度）以降も、安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、<u>現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、「第4次</u>

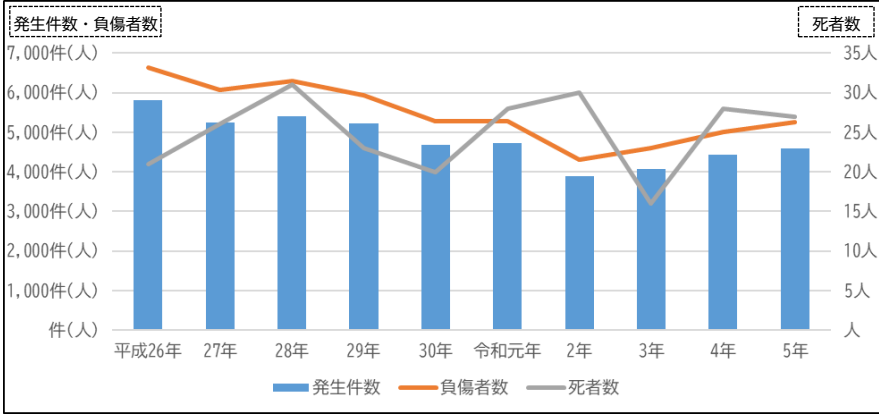
頁	現 行	頁	変 更 後
	等を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定するものです。		札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を策定するものです。 <u>なお、本計画は、安全・安心条例に基づく地域防犯の推進に関する計画と、新たに制定された「札幌市犯罪被害者等支援条例（令和●年条例第●号。以下「犯罪被害者等支援条例」といいます。）」に基づく犯罪被害者等に対する支援に関する計画から構成される基本計画です。</u>
1	2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪 本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む。）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。 また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、本計画においてこれらの対策を関連する取組として位置付けます。	1	2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪 本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪（声かけやつきまとい等の子どもに係る事案などを含む。）、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。 また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）などは、次に掲げる各分野の計画などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、本計画においてこれらの対策を関連する取組として位置付けます。 <u>なお、犯罪被害者等に対する支援に関しては、害を被ることとなった犯罪等の種別による制限はなく、個別具体の施策ごとにその対象者を適切に設定していくこととしています。</u>

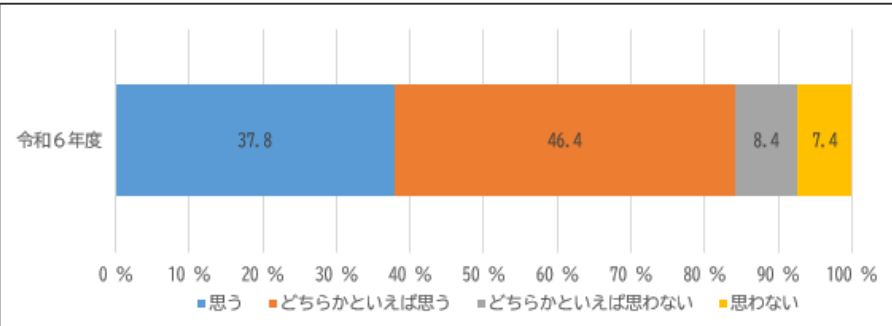
頁	現 行	頁	変 更 後
2	<犯罪の分類> 凶悪犯（殺人、強盗、不同意性交等） 風俗犯（賭博、わいせつ） <u>（新設）</u> ※1 特別法犯 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪などの道路上の交通関係事犯について、広義には「特別法犯」に含まれるが、本計画の安全で安心なまちづくりにおいては、「特別法犯」から除かれる	2	<犯罪の分類 <u>（注）</u>> 凶悪犯（殺人、強盗、不同意性交等 <u>など</u>） 風俗犯（賭博、わいせつ <u>など</u>） <u>（注） 刑法の改正により、令和5年（2023年）7月から強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更</u> <u>（削除）</u>
3	3 基本的な考え方 (1) 安全で安心なまちづくり 犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。 「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数※²の大部分を占める窃盗犯などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。 また、「犯罪を誘発する機会」は、インターネット上にも潜んでおり、SNS※³の利用を起因として事件や犯罪に巻き込まれることもあります。	3	3 基本的な考え方 (1) 安全で安心なまちづくり 犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。 「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなど、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数※¹の大部分を占める窃盗犯などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。 また、「犯罪を誘発する機会」は、インターネット上にも潜んでおり、SNS※²の利用を起因として事件や犯罪に巻き込まれることもあります。

頁 現 行	頁 変 更 後
「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。 加えて、インターネット上の「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、インターネットやSNSなどのツールを悪用する者との接触をしないよう、安全に利用するための情報を広く市民に提供することが有効であると考えられます。 このように、市民の日常活動の支援、環境の安全性を高めるまちづくりの推進及びインターネット・SNSの安全利用に関する情報提供の実施等により「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。 そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。 なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。	「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。 加えて、インターネット上の「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、インターネットやSNSなどのツールを悪用する者との接触をしないよう、安全に利用するための情報を広く市民に提供することが有効であると考えられます。 このように、市民の日常活動の支援、環境の安全性を高めるまちづくりの推進及びインターネット・SNSの安全利用に関する情報提供の実施等により「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。 そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。 なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全^(注)などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。 <u>(注) 札幌市における交通関係事犯を減らすための取組は、北海道交通安全計画【札幌市版】に基づき推進</u>

頁	現 行	頁	変 更 後
3	(2) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があること等が基本理念として示されています。 さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。 札幌市では、これまで、安全・安心条例において犯罪被害者等の支援に関する事項を定め、施策を進めてきたところですが、令和●年（●年）●月に新たに、犯罪被害者等の支援に特化した、犯罪被害者等支援条例を制定しました。 本条例では、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。 なお、犯罪被害者等基本法と同様、本条例においても、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義しており、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による<u>限定はせず</u>に支援の対象としています。そのため、個別具体的な施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくこととしています。	4	(2) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があること等が基本理念として示されています。 さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。 札幌市では、これまで、安全・安心条例において犯罪被害者等の支援に関する事項を定め、施策を進めてきたところですが、令和●年（●年）●月に新たに、犯罪被害者等の支援に特化した、犯罪被害者等支援条例を制定しました。 本条例では、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の<u>個人としての尊厳の保持及び</u>権利の保護を図り、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。 なお、犯罪被害者等基本法と同様、本条例においても、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義しており、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による<u>制限はなく</u>支援の対象としています。そのため、個別具体的な施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくこととしています。

頁	現 行	変 更 後
5	5 計画の位置付け 	5 計画の位置付け 
7	(2) 包括罪種※3別認知件数の推移 令和5年（2023年）における札幌市の包括罪種別認知件数は、窃盗犯が全刑法犯の67.7%を占めています。また前年と比較して、知能犯以外の刑法犯が増加しています。 窃盗犯の主な手口は自転車盗であり、約4割を占めています。また、粗暴犯では暴行が、風俗犯では強制わいせつが増加傾向にあります。	(2) 包括罪種※3別認知件数の推移 令和5年（2023年）における札幌市の包括罪種別認知件数は、窃盗犯が全刑法犯の67.7%を占めています。また、前年と比較して知能犯以外の刑法犯が増加しています。 窃盗犯の主な手口は自転車盗であり、約4割を占めています。また、粗暴犯では暴行が、風俗犯では不同意わいせつが増加傾向にあります。

頁	現 行	頁	変 更 後																																																							
12～13 の間	(新設)	13	(7) 交通事故（人身事故）の発生状況 札幌市における令和5年（2023年）の交通事故（人身事故）発生件数は4,592件と、平成12年（2000年）をピークに減少傾向が続き、令和3年（2023年）から増加に転じました。また、札幌市における令和5年（2023年）の負傷者数は5,256人、死者数は27人でした。 (図8) 交通事故（人身事故）の発生件数、負傷者数及び死者数  <table><caption>(表9) 交通事故（人身事故）の発生件数</caption> (単位：件) <tr><th></th><th>平成26年</th><th>27年</th><th>28年</th><th>29年</th><th>30年</th><th>令和元年</th><th>2年</th><th>3年</th><th>4年</th><th>5年</th></tr><tr><td>発生件数</td><td>5,819</td><td>5,253</td><td>5,407</td><td>5,223</td><td>4,675</td><td>4,721</td><td>3,893</td><td>4,061</td><td>4,428</td><td>4,592</td></tr></table> (表10) 負傷者数及び死者数 (単位：人) <table><tr><th></th><th>平成26年</th><th>27年</th><th>28年</th><th>29年</th><th>30年</th><th>令和元年</th><th>2年</th><th>3年</th><th>4年</th><th>5年</th></tr><tr><td>負傷者数</td><td>6,631</td><td>6,062</td><td>6,307</td><td>5,930</td><td>5,282</td><td>5,282</td><td>4,317</td><td>4,610</td><td>5,019</td><td>5,256</td></tr><tr><td>死者数</td><td>21</td><td>26</td><td>31</td><td>23</td><td>20</td><td>28</td><td>30</td><td>16</td><td>28</td><td>27</td></tr></table>		平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	発生件数	5,819	5,253	5,407	5,223	4,675	4,721	3,893	4,061	4,428	4,592		平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	負傷者数	6,631	6,062	6,307	5,930	5,282	5,282	4,317	4,610	5,019	5,256	死者数	21	26	31	23	20	28	30	16	28	27
	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年																																																
発生件数	5,819	5,253	5,407	5,223	4,675	4,721	3,893	4,061	4,428	4,592																																																
	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年																																																
負傷者数	6,631	6,062	6,307	5,930	5,282	5,282	4,317	4,610	5,019	5,256																																																
死者数	21	26	31	23	20	28	30	16	28	27																																																

頁	現 行	頁	変 更 後										
20～21 の間	<u>(新設)</u>	22	<u>サ 犯罪被害者等への支援は必要だと思いますか。</u> <u>「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した人の割合は84.2%となっており、「思わない」、「どちらかといえば思わない」と回答した人の割合を大きく上回っています。</u> 令和6年度 <table><thead><tr><th>回答</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>思う</td><td>37.8</td></tr><tr><td>どちらかといえば思う</td><td>46.4</td></tr><tr><td>どちらかといえば思わない</td><td>8.4</td></tr><tr><td>思わない</td><td>7.4</td></tr></tbody></table>	回答	割合 (%)	思う	37.8	どちらかといえば思う	46.4	どちらかといえば思わない	8.4	思わない	7.4
回答	割合 (%)												
思う	37.8												
どちらかといえば思う	46.4												
どちらかといえば思わない	8.4												
思わない	7.4												
32	<基本施策> ア <u>個人の</u>防犯意識・防犯力を高めるための情報提供 イ 子どもに関する防犯力の向上 ウ 女性の防犯力向上 エ 高齢者等の防犯力向上	35	<基本施策> ア 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供 イ 子どもに関する防犯力の向上 ウ 女性の防犯力向上 エ 高齢者等の防犯力向上										
33	(4) 基本方針4 犯罪被害者等が<u>再び平穏な生活を営む</u>ことができるよう支援する 犯罪被害者等支援条例第4条では、市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならないと規定しています。	36	(4) 基本方針4 犯罪被害者等が<u>安心して暮らす</u>ことができるよう<u>関係機関等と連携・協力して</u>支援する 犯罪被害者等支援条例第4条では、市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならないと規定しています。										

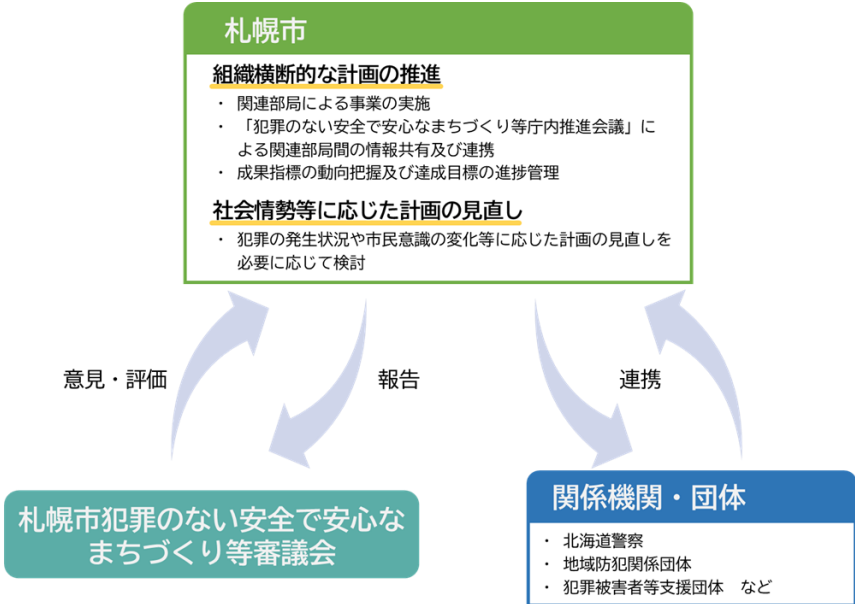
頁	現 行	頁	変 更 後
	社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、犯罪被害者等に対する支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利<u>利益</u>の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければなりません。 また、犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利<u>利益</u>の保護を図るために実施されるものでもあることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければなりません。 さらに、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が<u>再び平穏な生活を営む</u>ことができるようになることを目指して、中長期的な視点で、途切れることなく受けることができるよう実施されるべきものであり、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われることが必要です。 このような犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利<u>利益</u>の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという犯罪被害者等支援条例の目的の達成のため、以下の<u>4つ</u>の基本施策を展開していきます。 <基本施策> ア <u>犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発</u> イ <u>総合的対応窓口等における対応</u> ウ <u>犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援</u> エ <u>犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援</u>		社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、犯罪被害者等に対する支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければなりません。 また、犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利の保護を図るために実施されるものでもあることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければなりません。 さらに、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が<u>安心して暮らす</u>ことができるようになることを目指して、中長期的な視点で、途切れることなく受けることができるよう実施されるべきものであり、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われることが必要です。 このような犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の<u>個人としての尊厳の保持及び</u>権利の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという犯罪被害者等支援条例の目的の達成のため、以下の<u>5つ</u>の基本施策を展開していきます。 <基本施策> ア <u>犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等</u> イ <u>犯罪被害者等の経済的負担の軽減</u> ウ <u>犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援</u> エ <u>犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発等</u> オ <u>犯罪被害者等支援に関する意見等の施策への反映</u>

頁	現 行	頁	変 更 後																								
37	第4章 計画体系と取組 1 計画体系 <table><tr><th>基本方針</th><th>基本施策</th><th>取組</th></tr><tr><td rowspan="4">1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める</td><td>1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供</td><td> ① 市民に対する啓発活動の実施 ② 防犯に関する出前講座の実施 ③ 地域単位での犯罪情報等の共有 ④ SNS等を活用した防犯に関する情報発信 ⑤ 闇バイトの防止に関する情報発信 ⑥ 住まいの防犯対策の啓発 ⑦ 防犯教育DVDの貸出 ⑧ 消費者月間街頭啓発 ⑨ 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ⑩ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ⑪ ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ⑫ 動物遺棄・虐待防止の啓発 ⑬ 不審者情報等の情報共有 ⑭ 第三者暴力行為の啓発 ⑮ 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起 </td></tr><tr><td>2 子どもに関する防犯力の向上</td><td> ⑬ 防犯教室等の実施 ⑭ インターネットトラブル対策の充実 ⑮ 学生の地域のまちづくり参加促進 ⑯ 子どもの地域のまちづくり参加促進 ⑰ 地域安全マップづくりの推進 ⑱ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ⑲ 「命を大切に」の指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知 ⑳ 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施 ㉑ 安全教育の実施 </td></tr><tr><td>3 女性の防犯力向上</td><td> ㉒ 女性に対する広報啓発の実施 ㉓ 犯罪防止教育等の実施 ㉔ (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ㉕ (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ㉖ (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ㉗ 痴漢被害防止のための啓発の実施 </td></tr><tr><td>4 高齢者等の防犯力向上</td><td> ③① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ③② 犯罪被害予防のための啓発の実施 ③③ 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施 </td></tr></table>	基本方針	基本施策	取組	1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	① 市民に対する啓発活動の実施 ② 防犯に関する出前講座の実施 ③ 地域単位での犯罪情報等の共有 ④ SNS等を活用した防犯に関する情報発信 ⑤ 闇バイトの防止に関する情報発信 ⑥ 住まいの防犯対策の啓発 ⑦ 防犯教育DVDの貸出 ⑧ 消費者月間街頭啓発 ⑨ 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ⑩ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ⑪ ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ⑫ 動物遺棄・虐待防止の啓発 ⑬ 不審者情報等の情報共有 ⑭ 第三者暴力行為の啓発 ⑮ 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起	2 子どもに関する防犯力の向上	⑬ 防犯教室等の実施 ⑭ インターネットトラブル対策の充実 ⑮ 学生の地域のまちづくり参加促進 ⑯ 子どもの地域のまちづくり参加促進 ⑰ 地域安全マップづくりの推進 ⑱ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ⑲ 「命を大切に」の指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知 ⑳ 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施 ㉑ 安全教育の実施	3 女性の防犯力向上	㉒ 女性に対する広報啓発の実施 ㉓ 犯罪防止教育等の実施 ㉔ (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ㉕ (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ㉖ (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ㉗ 痴漢被害防止のための啓発の実施	4 高齢者等の防犯力向上	③① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ③② 犯罪被害予防のための啓発の実施 ③③ 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施	40	第4章 計画体系と取組 1 計画体系 <table><tr><th>基本方針</th><th>基本施策</th><th>取組</th></tr><tr><td rowspan="4">1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める</td><td>1 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供</td><td> ① 市民に対する啓発活動の実施 ② 防犯に関する出前講座の実施 ③ 地域単位での犯罪情報等の共有 ④ SNS等を活用した防犯に関する情報発信 ⑤ 闇バイトの防止に関する情報発信 ⑥ 住まいの防犯対策の啓発 ⑦ 防犯教育DVDの貸出 ⑧ 消費者月間街頭啓発 ⑨ 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ⑩ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ⑪ ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ⑫ 動物遺棄・虐待防止の啓発 ⑬ 不審者情報等の情報共有 ⑭ 第三者暴力行為の啓発 ⑮ 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起 </td></tr><tr><td>2 子どもに関する防犯力の向上 【重点】 </td><td> ⑬ 防犯教室等の実施 ⑭ インターネットトラブル対策の充実 ⑮ 学生の地域のまちづくり参加促進 ⑯ 子どもの地域のまちづくり参加促進 ⑰ 地域安全マップづくりの推進 ⑱ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ⑲ 「命を大切に」の指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知 ⑳ 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施 ㉑ 安全教育の実施 </td></tr><tr><td>3 女性の防犯力向上</td><td> ㉒ 女性に対する広報啓発の実施 ㉓ 犯罪防止教育等の実施 ㉔ (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ㉕ (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ㉖ (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ㉗ 痴漢被害防止のための啓発の実施 </td></tr><tr><td>4 高齢者等の防犯力向上 【重点】 </td><td> ③① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ③② 犯罪被害予防のための啓発の実施 ③③ 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施 </td></tr></table>	基本方針	基本施策	取組	1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	1 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	① 市民に対する啓発活動の実施 ② 防犯に関する出前講座の実施 ③ 地域単位での犯罪情報等の共有 ④ SNS等を活用した防犯に関する情報発信 ⑤ 闇バイトの防止に関する情報発信 ⑥ 住まいの防犯対策の啓発 ⑦ 防犯教育DVDの貸出 ⑧ 消費者月間街頭啓発 ⑨ 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ⑩ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ⑪ ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ⑫ 動物遺棄・虐待防止の啓発 ⑬ 不審者情報等の情報共有 ⑭ 第三者暴力行為の啓発 ⑮ 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起	2 子どもに関する防犯力の向上 【重点】	⑬ 防犯教室等の実施 ⑭ インターネットトラブル対策の充実 ⑮ 学生の地域のまちづくり参加促進 ⑯ 子どもの地域のまちづくり参加促進 ⑰ 地域安全マップづくりの推進 ⑱ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ⑲ 「命を大切に」の指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知 ⑳ 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施 ㉑ 安全教育の実施	3 女性の防犯力向上	㉒ 女性に対する広報啓発の実施 ㉓ 犯罪防止教育等の実施 ㉔ (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ㉕ (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ㉖ (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ㉗ 痴漢被害防止のための啓発の実施	4 高齢者等の防犯力向上 【重点】	③① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ③② 犯罪被害予防のための啓発の実施 ③③ 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施
基本方針	基本施策	取組																									
1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	1 個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	① 市民に対する啓発活動の実施 ② 防犯に関する出前講座の実施 ③ 地域単位での犯罪情報等の共有 ④ SNS等を活用した防犯に関する情報発信 ⑤ 闇バイトの防止に関する情報発信 ⑥ 住まいの防犯対策の啓発 ⑦ 防犯教育DVDの貸出 ⑧ 消費者月間街頭啓発 ⑨ 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ⑩ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ⑪ ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ⑫ 動物遺棄・虐待防止の啓発 ⑬ 不審者情報等の情報共有 ⑭ 第三者暴力行為の啓発 ⑮ 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起																									
	2 子どもに関する防犯力の向上	⑬ 防犯教室等の実施 ⑭ インターネットトラブル対策の充実 ⑮ 学生の地域のまちづくり参加促進 ⑯ 子どもの地域のまちづくり参加促進 ⑰ 地域安全マップづくりの推進 ⑱ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ⑲ 「命を大切に」の指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知 ⑳ 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施 ㉑ 安全教育の実施																									
	3 女性の防犯力向上	㉒ 女性に対する広報啓発の実施 ㉓ 犯罪防止教育等の実施 ㉔ (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ㉕ (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ㉖ (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ㉗ 痴漢被害防止のための啓発の実施																									
	4 高齢者等の防犯力向上	③① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ③② 犯罪被害予防のための啓発の実施 ③③ 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施																									
基本方針	基本施策	取組																									
1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める	1 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供	① 市民に対する啓発活動の実施 ② 防犯に関する出前講座の実施 ③ 地域単位での犯罪情報等の共有 ④ SNS等を活用した防犯に関する情報発信 ⑤ 闇バイトの防止に関する情報発信 ⑥ 住まいの防犯対策の啓発 ⑦ 防犯教育DVDの貸出 ⑧ 消費者月間街頭啓発 ⑨ 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ⑩ デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ⑪ ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ⑫ 動物遺棄・虐待防止の啓発 ⑬ 不審者情報等の情報共有 ⑭ 第三者暴力行為の啓発 ⑮ 水道局職員を装った悪質訪問販売等の注意喚起																									
	2 子どもに関する防犯力の向上 【重点】	⑬ 防犯教室等の実施 ⑭ インターネットトラブル対策の充実 ⑮ 学生の地域のまちづくり参加促進 ⑯ 子どもの地域のまちづくり参加促進 ⑰ 地域安全マップづくりの推進 ⑱ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 ⑲ 「命を大切に」の指導の充実及び長期休業中における幼児児童生徒の指導について」の通知 ⑳ 子どもたちの安全なインターネット利用のための啓発・札幌市立学校ネットパトロールの実施 ㉑ 安全教育の実施																									
	3 女性の防犯力向上	㉒ 女性に対する広報啓発の実施 ㉓ 犯罪防止教育等の実施 ㉔ (再掲) 配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発 ㉕ (再掲) デートDV防止講座による暴力被害の未然防止の推進 ㉖ (再掲) ティーンズナビさっぽろによる情報発信 ㉗ 痴漢被害防止のための啓発の実施																									
	4 高齢者等の防犯力向上 【重点】	③① 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施 ③② 犯罪被害予防のための啓発の実施 ③③ 還付金詐欺被害防止のための啓発の実施																									

頁	現 行			頁	変 更 後		
38	基本方針	基本施策	取組	41	基本方針	基本施策	取組
2 みんなの暮らしを守るため、 お互いに協力し支え合うまちをつくる		1 地域における防犯活動の促進	34 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援 35 顕彰制度の実施 36 町内会が設置する防犯カメラに対する補助 37 札幌地区防犯協会連合会への支援 38 地域防犯活動への財政的支援 39 市民意見反映の仕組みづくり 40 地域の交流・連携による防犯力向上支援 41 市民活動サポートセンターの運営 42 市民活動プラザ星園の運営 43 フラッシュライト貸出による放火防止対策の実施			1 地域における防犯活動の促進	34 「ながら見守り」活動を推進するための啓発・支援 35 顕彰制度の実施 36 町内会が設置する防犯カメラに対する補助 37 札幌地区防犯協会連合会への支援 38 地域防犯活動への財政的支援 39 市民意見反映の仕組みづくり 40 地域の交流・連携による防犯力向上支援 41 市民活動サポートセンターの運営 42 市民活動プラザ星園の運営 43 フラッシュライト貸出による放火防止対策の実施
		2 協働による連携体制の充実	44 「安全・安心とさんご運動」の普及促進 45 安全で安心なまちづくりに関する連携の促進 46 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催			2 協働による連携体制の充実	44 「安全・安心とさんご運動」の普及促進 45 安全で安心なまちづくりに関する連携の促進 46 事業者との連携の促進 47 北海道警察・札幌市行政連絡会議の開催
		3 地域と一体となった 子どもの見守り	47 (再掲)「ながら見守り」活動を推進するための啓 発・支援 48 子ども110番の家に取り組む地域への支援 49 公用車における見守り活動の実施 50 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施 51 子どもに係る事件調査 52 中学校区青少年健全育成推進会への支援 53 札幌市青少年育成委員会への支援 54 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査 55 札幌市オレンジリボン協力員制度 56 児童虐待への対応 57 スクールガードの配置			3 地域と一体となった 子どもの見守り 【重点】	48 (再掲)「ながら見守り」活動を推進するための啓 発・支援 49 子ども110番の家に取り組む地域への支援 50 公用車における見守り活動の実施 51 「青少年を見守る店」への登録推進活動の実施 52 子どもに係る事件調査 53 中学校区青少年健全育成推進会への支援 54 札幌市青少年育成委員会への支援 55 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査 56 札幌市オレンジリボン協力員制度 57 児童虐待への対応 58 スクールガードの配置
		4 女性の犯罪被害防止の 取組の推進	58 女性の犯罪被害防止に向けた連携 59 性暴力相談窓口の設置 60 母子保健における児童虐待予防強化事業 61 困難を抱える若年女性支援			4 女性の犯罪被害防止の 取組の推進	59 女性の犯罪被害防止に向けた連携 60 性暴力相談窓口の設置 61 母子保健における児童虐待予防強化事業 62 困難を抱える若年女性支援
		5 高齢者等が安心して 暮らせる取組の推進	62 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進 63 札幌市消費者被害防止ネットワーク 64 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業			5 高齢者等が安心して 暮らせる取組の推進 【重点】	63 高齢者等が安心して暮らせる地域づくりの推進 64 札幌市消費者被害防止ネットワーク 65 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業

頁	現 行			頁	変 更 後		
39	基本方針	基本施策	取組	42	基本方針	基本施策	取組
3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、 環境の安全性を高める		1 市民自ら行う環境整備の促進	65 (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助 66 防犯カメラの適正な設置運用の促進 67 (再掲) 住まいの防犯対策の啓発 68 札幌市商店街地域力向上支援事業 (SDGs型) 69 私設街路灯設置等に対する補助 70 地域の環境美化に対する支援 71 不適正管理空き家に関する相談体制の整備	3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、 環境の安全性を高める		1 市民自ら行う環境整備の促進	66 (再掲) 町内会が設置する防犯カメラに対する補助 67 防犯カメラの適正な設置運用の促進 68 (再掲) 住まいの防犯対策の啓発 69 札幌市商店街地域力向上支援事業 (SDGs型) 70 私設街路灯設置等に対する補助 71 地域の環境美化に対する支援 72 不適正管理空き家に関する相談体制の整備
		2 犯罪の防止に配慮した 公共施設の整備等	72 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金 73 公共空間の安全性の確保・維持 74 地下鉄駅等の安全対策 75 こども110番の駅の取組 76 地下鉄車内防犯カメラの設置 77 安全・安心な学校施設等の整備			2 犯罪の防止に配慮した 公共施設の整備等	73 障害児通所事業所等性被害防止対策設備等補助金 74 公共空間の安全性の確保・維持 75 地下鉄駅等の安全対策 76 こども110番の駅の取組 77 地下鉄車内防犯カメラの設置 78 安全・安心な学校施設等の整備
		3 歓楽街等を対象とした 環境改善	78 迷惑行為の防止 79 関係機関や地元関係者との連携 80 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会			3 歓楽街等を対象とした 環境改善	79 迷惑行為の防止 80 関係機関や地元関係者との連携 81 ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会
		4 暴力団等の排除	81 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進 82 暴力団排除に関する排除活動への支援 83 札幌地区暴力追放センター協議会への支援 84 市営住宅への暴力団員の入居制限			4 暴力団等の排除	82 市の事務事業及び公の施設からの暴力団等の排除の推進 83 暴力団排除に関する排除活動への支援 84 札幌地区暴力追放センター協議会への支援 85 市営住宅への暴力団員の入居制限
4 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する		1 犯罪被害者等に関する 情報発信・広報啓発	85 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発 86 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発 87 犯罪被害者等に支援に関する職員研修の実施	4 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう 関係機関等と連携・協力して支援する		1 犯罪被害者等に関する 相談及び情報の提供等	86 総合的対応窓口における対応 87 住民基本台帳の閲覧制限等 88 市税各種証明書の発行制限 89 (再掲) 性暴力相談窓口の設置 90 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居 91 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用 92 選挙人名簿抄本の閲覧制限
		2 総合的対応窓口等における 対応	88 総合的対応窓口における対応 89 住民基本台帳・選挙人名簿の閲覧制限 90 市税各種証明書の発行制限 91 (再掲) 女性のための性暴力相談窓口の設置 92 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の優先入居 93 DV被害者及び犯罪被害者等に係る市営住宅の一時使用 94 選挙人名簿抄本の閲覧の制限			2 犯罪被害者等の 経済的負担の軽減	93 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援 94 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援
		3 犯罪被害者等に対する 支援金・助成金の支給 による支援	95 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援			3 犯罪被害者等支援を行う 民間支援団体への支援	95 民間支援団体への支援
		4 犯罪被害者等の精神的な 被害の回復に向けた支援	96 犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援			4 犯罪被害者等支援に関する 広報及び啓発等	96 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発 97 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発 98 犯罪被害者等の支援に関する職員研修の実施
		5 犯罪被害者等支援に関する 意見等の施策への反映				5 犯罪被害者等支援に関する 意見等の施策への反映	99 (再掲) 総合的対応窓口における対応

頁	現 行	頁	変 更 後
40	ア <基本施策1> <u>個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供</u>	43	ア <基本施策1> 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
45	<u>(新設)</u>	49	<u>46 事業者との連携の促進【市）地域振興部】</u> <u>「ながら見守り」活動や子ども110番の店などの見守り活動、特殊詐欺などの広報啓発において事業者との連携を積極的に進めます。</u>
52	(4) 基本方針4 犯罪被害者等が <u>再び平穏な生活を営む</u> ことができるよう支援する	56	(4) 基本方針4 犯罪被害者等が <u>安心して暮らす</u> ことができるよう <u>関係機関等と連携・協力して</u> 支援する
52	ア <基本施策1> <u>犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発</u>	56	ア <基本施策1> <u>犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等</u>
52	イ <基本施策2> <u>総合的対応窓口等における対応</u>	57	イ <基本施策2> <u>犯罪被害者等の経済的負担の軽減</u>
53	ウ <基本施策3> <u>犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援</u>	57	ウ <基本施策3> <u>犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援</u> <u>95 民間支援団体への支援【市）地域振興部】</u> 新規 <u>犯罪被害者等支援条例の基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市の具体的な施策に係る情報の提供や、その他必要な支援を行います。</u>
53	エ <基本施策4> <u>犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援</u>	57	エ <基本施策4> <u>犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発等</u>
53～54 の間	<u>(新設)</u>	58	<u>オ <基本施策5> 犯罪被害者等支援に関する意見等の施策への反映</u>

頁	現 行	頁	変 更 後
54	第5章 計画の推進 「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章-4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。 庁内においても、防犯に関連する施策の担当局等で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。 	59	第5章 計画の推進 「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」において、第3章-4に示す指標や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行っていきます。 <u>また、</u>庁内においても、防犯に関連する施策の担当局等で構成する「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」による組織横断的な計画推進に取り組んでいきます。 <u>なお、犯罪のない安全で安心なまちづくりや、犯罪被害者等に対する支援に関する施策・取組を実施するにあたっては、関係機関・団体等との連携を図りながら行っていきます。</u> 